

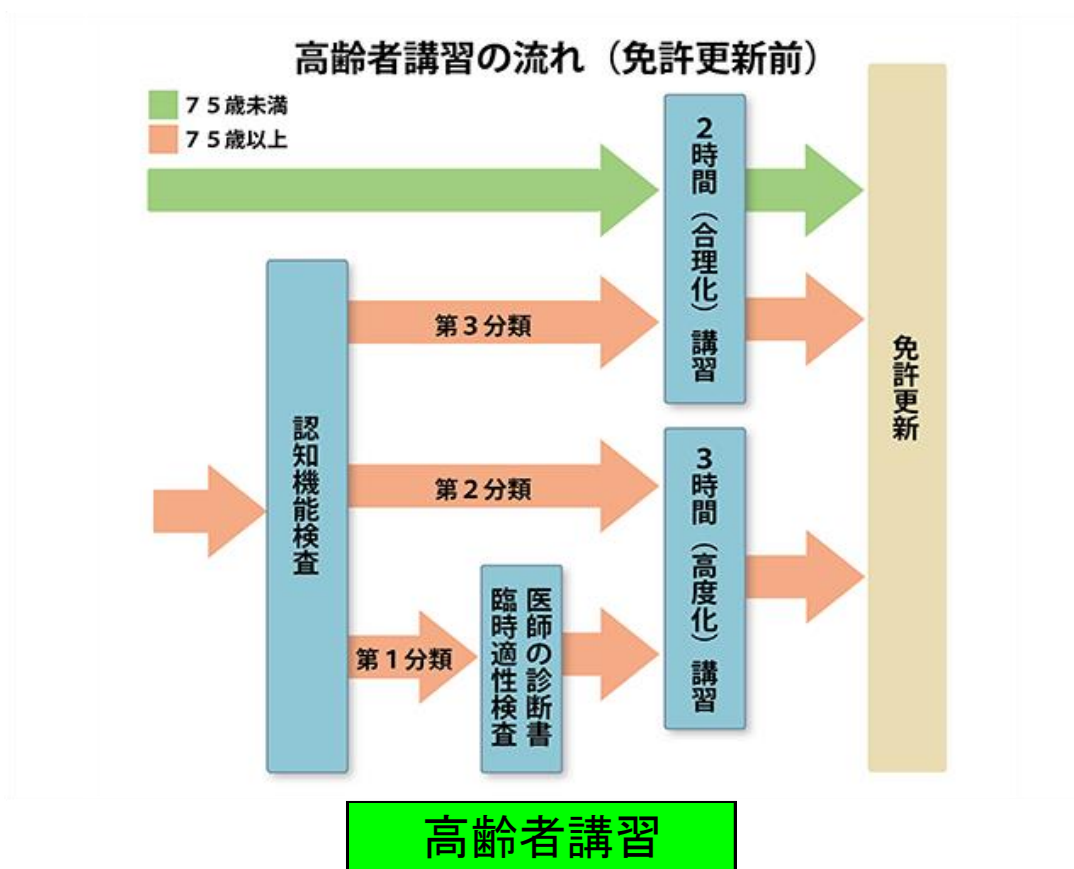
高齢者講習のご案内

高齢者講習は、運転免許証を更新する際の年齢が70歳以上、又は免許証を失効(6ヶ月以内)させ再び免許を取得する際の年齢が70歳以上の方に対する講習です。なお、運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上になる方は、認知機能検査を受検し、その結果によって講習内容・時間・手数料が変わります。認知機能検査と高齢者講習は別日となるため2回来ていただくこととなります。(75歳以上の方)

○更新する際の年齢が70歳～74歳までの方は高齢者講習の予約を。

○更新する際の年齢が75歳以上の方は、まずは認知機能検査の予約を。

認知機能検査手数料 650円



更新時の誕生日が75歳以上			75歳未満
	第1分類	第2分類	第3分類
点数	49点未満	49～76点未満	76点以上
時間	3時間(休憩時間を除く) 小特のみ2時間		2時間(休憩時間を除く) 小特のみ1時間
手数料	7,550円 (小特のみ4,300円)		4,650円 (小特のみ2,000円)

※第1分類の方は、公安委員会より診断書提出命令書が郵送され、医師の診断を受けることとなりますが、認知症と診断された場合は、高齢者講習の手数料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

第1分類	49点未満	記憶力・判断力が低くなっています
第2分類	49～76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています
第3分類	76点以上	記憶力・判断力に心配ありません

◇ 受講期間

免許証更新期間満了日(誕生日の1ヶ月後)の6ヶ月前から受講可能です。

◇ 受講申し込み方法(事前に予約が必要です。)

お申込みはお電話か、当教習所へ来て直接お申込みのどちらでも結構です。

電話番号 0495-24-5131 (株)上武自動車教習所

※予約後に体調不良等ご都合が悪くなった場合はお早めにお電話を下さい。

◇ 受講時に持ってくるもの

- ・運転免許証 ・運転免許証更新のための検査・講習受講のお知らせ
- ・講習手数料(前頁参照) ・筆記用具
- ・老眼鏡(75歳以上の講習予備検査で検査用紙に記入して頂くため必要と思われる方)
- ・免許条件に眼鏡等と記載されている方は、眼鏡又はコンタクトレンズ

・原付等で講習を受ける方は、長袖シャツ長ズボンでお願いします。又、普段乗り慣れているバイクでないと不安な方は、持ち込みも可と致します。但し、持ち込みしても講習手数料の減額はありませのであらかじめご了承下さい。

			内容(時間)
小型特殊免許のみをお持ちの方	70～74歳		双方向型講義、運転適性検査(60分)
	75歳以上	第3分類	
		第2分類	双方向型講義、運転適性検査、個別指導
		第1分類	(120分)
上記以外の免許をお持ちの方	70～74歳		双方向型講義、運転適性検査、実車
	75歳以上	第3分類	(120分)
		第2分類	双方向型講義、運転適性検査、実車
		第1分類	個別指導(180分)

埼玉県運転免許センター高齢者講習専用相談窓口

TEL 048-540-1001